

金融業事業者が集中について申告する売上高の計算方法

第1条 「独占禁止法」及び「事業者の集中についての申告基準に関する国務院の規定」（以下「規定」という）に基づき、金融業事業者の集中についての申告基準を明確にするため、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は銀行業金融機関、証券会社、先物取引会社、基金管理会社、及び保険会社等の金融業事業者が、集中について申告する際の売上高の計算に適用される。

銀行業金融機関には、商業銀行、都市信用合作社、農村信用合作社等、公衆の預金を吸収する金融機関及び政策銀行が含まれる。

金融資産管理会社、信託会社、財務会社、金融リース会社、自動車金融会社、貨幣運営会社及び銀行業監督管理機関の許可を得て設立されたその他の金融機関の売上高の計算方法についても、本弁法の銀行業金融機関についての規定が適用される。

第3条 銀行業金融機関の売上高の要因には、以下の項目が含まれる。

- 1、 純利子収入
- 2、 手数料及びコミッションの純収入
- 3、 投資収益
- 4、 公正価値変動による収益
- 5、 為替収益
- 6、 その他の業務による収入

第4条 証券会社の売上高の要因には、以下の項目が含まれる。

- 1、 手数料及びコミッションの純収入（仲介業務、資産管理業務、受託販売

と推薦保証業務及び財務顧問業務等を含む)

- 2、 純利子収入
- 3、 投資収益
- 4、 為替収益
- 5、 その他の業務による収入

第5条 先物取引会社の売上高の要因には、以下の項目が含まれる。

- 1、 手数料及びコミッションの純収入
- 2、 銀行預金の純利子収入

第6条 基金管理会社の売上高の要素には、以下の項目が含まれる。

- 1、 管理費収入
- 2、 手数料収入

第7条 上記の事業者が集中について申告する売上高の計算公式は、以下の通りである。

$$\text{売上高} = (\text{売上高要因の合計} - \text{営業税及び付加}) \times 10\%$$

第8条 保険会社が集中について申告する売上高の計算公式は、以下の通りである。

$$\text{売上高} = (\text{保険料収入} - \text{営業税及び付加}) \times 10\%$$

このうち、保険料収入 = 元の保険契約の保険料収入 + 受再保険料 - 出再保険料

第9条 以上の売上高の計算方法は、事業者の集中についての申告のみに用いられる。

第10条 本弁法は、公布日より30日後に発効する。